

樹木等管理委託入札に関する 監査報告

監査委員 野見山英治
監査委員 柴田正詔

問い合わせ●役場監査委員室☎201局4321番

平成20年4月11日、古賀信行さん、林一広さんの2人から住民監査請求が提出されました。
その監査請求の内容と結果、監査委員の意見をお知らせします。

住民監査請求の内容

今回出された住民監査請求は、平成19年度の樹木等管理委託入札において「落札率が極めて高く、談合の疑いが強い。公正な入札が行われていれば、その落札率は80%以下になると言われており、これらの入札において251万8320円の損害が発生している」ので、談合の調査および談合に關与した者に損害賠償を求めるなどの措置請求を求めるといふものでした。

監査の結果は却下

この住民監査請求は、次の理由により平成20年5月12日付で



却下しました。

- ①住民監査請求には、「事実を証する書面」を添えることを求めています。これは、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで、監査を求めることの弊害を防止することにあるとされていますが、請求人が提出した書面は「事実を証する書面」と認められない内容のものでした。
また、補正通知によって追加提出された事実を証する書面についても、同様に「事実を証する書面」と認めることができないものであり、住民監査請求の法的要件を欠くものと判断しました。
- ②落札価格は、「入札当時の経

監査委員として町に対して 次の改善要求を行いました

①今回問題となった管理委託料の入札方法の改善について

町では工事入札および業務入札については、平成19年度から入札方法を変更し、平均落札率79.46%、78.22%となるなど変更の効果があらわれている。

今回の管理委託料の入札方法も、談合など入札疑惑をもたれることのないように早急に改善すること。

②職員に対し法令・職務規律の順守、指導・研修の強化について

芦屋町の事例のように、職員が入札に関し、不正な行為にかかわることのないように、職員に対し法令・職務規律を順守するよう徹底し、指導・研修を強化すること。

済情勢等によって異なるものであり、工事等の種類、規模、公共工事の発注件数、難易、地域性、入札業者の落札に向けた意欲、入札業者の価格競争能力などの諸条件が複雑に絡み合っ形成されるものといふべきであつて、落札率の高低がすなわち談合の有無を示す客観的事実となるものではない」という判例もあり、請求人が主張する「落札率の

高いのは談合である」という理由は、主観論で根拠がないと判断しました。

このことから、この住民監査請求は、地方自治法第242第1項に定める「請求要件を欠くものであり、却下することが相当である」と判断しました。